

新報

島根県教育庁
隠岐教育事務所
隠岐の島町港塩口24
電話2-9772

新版・社会教育

アラカルト

四年前に「社会教育アラカルト」と題して、社会教育に関する疑問に答える内容の所報が発行されましたが、今回改めて「新版・社会教育アラカルト」として、社会教育行政の今後の在り方や社会教育主事の役割等を中心にした視点で記述してみたいと思えます。

□「社会教育」とは

スタートから堅い話になりますが、まずは法律で確認します。社会教育法第二条に「学校の教育課程として行われる教育活動を除き、主として青少年及び成人に対して行われる組織的な教育活動（体育及びレクリエーションの活動を

□「生涯学習」と「社会教育」

同じ意味で捉えられがちですが、社会教育行政の立場から言うと違います。社会教育は組織的に行われる教育活動（教える者と学ぶ者による行為）ですが、生涯学習は学びの総称（学ぶ者に着目した概念）です。社会教育も学ぶ側からすれば生涯学習に含まれることになります。

二つの関係を言いかえると教育基本法で謳われている生涯学習社会を構築する上で中心的な役割を担うのが社会教育行政とも言えます。

□「社会教育」の役割

平成二十五年に中央教育審議会生涯学習分科会で審議された内容を「議論の整理」として報告がありました。

そこでは、グローバル化や情報通信技術の進展、また、都市化・過疎化や家族形態の変容、価値観の多様化等が要因で様々な課題が各地域に生じており、それらの課題を解決するために社会教育行政の今後の在り方について次のようにまとめられています。

○個人の自立に向けた学習

子供については「生きる力」、成人は「総合的な力」が身につけられるよう、生涯にわたって多様な場所で様々な学習経験を積み、その成果を適切に生かすこと。

○絆づくり・地域づくりに向けた体制づくり

住民が学習を通じて市民意識を高め、必要な知識・技術を身につけ、互助・共助による住民活動につなげる実践的な学習機会を提供すること。

□「社会教育の推進」

さて、前述した社会教育の今後の役割（求められるもの）を果たすためには、実践現場（フィールド）や推進者（理解者）による条件整備、環境整備が必要です。

まずは公民館を中心とした社会教育施設、次に学校教育との連携、PTA活動等になります。そして、NPO等の各目的にそった組織へのアプローチも行い実践場所の確保が重要になります。以前は、青年団や婦人会、子ども会等の実践現場がありました。現在そういう団体組織はわずかに残っている程度です。

また、社会教育を推進する役目を果たすキーパーソンも必要です。幸い島根県には派遣社会教育主事制度があり、隠岐管内にも全ての町村に派遣されています。加えて、社会教育委員が各町村で任命されており、社会教育に係る住民のニーズ

や地域課題を行政に伝えるシステムがあります。

□「社会教育主事の役割」

社会教育主事は教育委員会事務局に置かれる専門的教職員で、社会教育における指導助言を行います。また、教員がその資格を取得し、市町村教育委員会でその職能を生かしながら業務に携わるが派遣社会教育主事です。①家庭、学校及び地域の連携②ふるさと教育の推進③人づくり、地域づくりの推進を職務として日々社会教育の推進に努めています。

（文責 横田）



訂正とお詫び

平成27年度「隠岐島教育要覧」において、研究指定校等の小中連携キャリア教育推進事業の担当欄が「熊本」とありますが、正しくは「濱田」です。お詫び申し上げますと共に訂正していただきますようお願いいたします。

わたしぶね

給与明細の見方その三
今回は児童手当について。

□児童手当は、中学三年生までの児童を育てている方に支給されます。

□毎年六月に受給中の皆さんに現況届を提出してもらいますが、これは引き続き手当を支給できるかどうか当事務所で確認の必要があるからです。他の手当と違い、児童手当は年三回だけ支給されます。

□二月に支給される手当は、前年十月～一月分、同様に六月支給分は二月～五月分、十月支給分は、六月～九月分までの四ヶ月分です。

□手当額は、三才未満が月一万五千元、中学生が月一万円ですが、三才以上小学生は、月一万円（第一子、第二子）又は月一万五千元（第三子以降）です。手当の支給月には試算してみてください。

□例えば、三人兄弟（大学一年、高校一年、小学三年）の場合、十月の支給額は四万円です。

（六万円ではありません）。

（総務課 藤田）